

筑紫野市公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、市民や来訪者等の利便性向上及び災害発生時等の緊急時における情報の収集・発信・共有を可能にすることを目的として筑紫野市（以下「市」という。）が提供するインターネット接続環境である筑紫野市公衆無線 LAN（以下「公衆無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供内容)

第2条 公衆無線 LAN を利用する者（以下「利用者」という。）は、第3条に定める提供施設において、第4条に定める利用の手続きを行うことでインターネットに接続することができる。

- 2 公衆無線 LAN の利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず当該利用者が費用を負担するものとする。
- 3 公衆無線 LAN の SSID は「FREESPOT」及び「00000JAPAN」（「00000JAPAN」は提供施設が避難所として機能するときのみ利用可能）とする。

(提供施設)

第3条 公衆無線 LAN を利用することができる施設や時間は次のとおりとする。なお、市が必要と判断した場合には、利用者に事前に通知することなく、利用可能施設及び利用可能時間を変更することができるものとする。

(1) 利用可能施設

- ・筑紫野市役所 本庁舎（筑紫野市石崎 1-1-1）
- ・生涯学習センター（筑紫野市二日市南 1-9-3）
- ・カミーリヤ（筑紫野市岡田 3-11-1）
- ・二日市コミュニティセンター（筑紫野市二日市中央 5-5-18）
- ・二日市東コミュニティセンター（筑紫野市石崎 1-1-7）
- ・御笠コミュニティセンター（筑紫野市大字吉木 2496-1）
- ・山口コミュニティセンター（筑紫野市大字古賀 196-1）
- ・山家コミュニティセンター（筑紫野市大字山家 2850-1）
- ・筑紫コミュニティセンター（筑紫野市大字筑紫 634-7）
- ・筑紫南コミュニティセンター（筑紫野市原田 4-16-6）

(2) 利用可能時間

各施設の開庁時間内または開館時間内

(利用の手続き)

第4条 利用者は本利用規約に同意の上、公衆無線 LAN の SSID 「FREESPOT」に接続時に表示される認証サイトにて認証手続きを行い利用するものとする。なお、提供施設が避難所として機能するときのみ利用可能となる SSID 「00000JAPAN」については、接続時の認証手続きなしで利用することができるものとする。

(利用者の責務)

第5条 公衆無線 LAN を利用するためのスマートフォンやタブレット、パソコン等の端末は利用者が準備するものとする。

- 2 公衆無線 LAN に接続するための端末の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 3 公衆無線 LAN に接続するために必要となるメールアドレス又は SNS アカウントは、利用者が準備するものとする。
- 4 提供施設の既設電源の使用が認められている場合を除き、端末及び端末付属機器等に給電する電源は、利用者が準備するものとする。
- 5 公衆無線 LAN に接続する端末のセキュリティ対策及び有害情報対策は、利用者が行うものとする。
- 6 施設を利用する他の者の迷惑にならないよう、端末は音を出さない設定にするか、イヤホン等を使用するものとする。
- 7 公衆無線 LAN は、利用者以外の第三者も利用することから、利用者の通信内容が盗み見られる可能性もあるため、個人情報や機密情報（パスワードやクレジットカード番号等）の使用は、利用者の判断と責任のもとで行うものとする。

(利用の停止・取消)

第6条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の公衆無線 LAN の利用を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 第7条で定める禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか本利用規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と市が判断した場合

(禁止事項)

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (3) 市又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 宗教又は政治に関する行為
- (8) 性風俗に関する行為
- (9) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを使用、送付又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフトウェア等を使用し、著しく大量のデータを送受信する行為

(12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は市が不適切と判断する行為

- 2 前項に該当する利用者の行為によって市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、当該利用者はすべての法的責任を負うものとする。
- 3 市は、警察、裁判所、その他関係省庁からの利用記録照会に対して、利用者の同意を得ることなく法令の定める事務を遂行することができるものとする。

(運用の停止)

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合、公衆無線 LAN の運用を中止できるものとする。

- (1) 公衆無線 LAN のシステムメンテナンスを定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、地震、洪水、火災、停電その他の非常事態により、公衆無線 LAN の運用が通常どおり実施できなくなった場合
 - (3) 公衆無線 LAN のシステム関連機器の不具合やネットワーク障害等、やむを得ない事由がある場合
 - (4) その他、市が公衆無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 公衆無線 LAN の運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、市は一切責任を負わないものとする。

(免責事項)

第9条 次に掲げる事項について、市は一切責任を負わないものとする。

- (1) 端末やソフトウェアの種類等に起因する公衆無線 LAN への接続不能
- (2) 提供施設内の電波状況に起因する公衆無線 LAN への接続不能
- (3) 公衆無線 LAN に関連した接続端末等の故障及び不具合
- (4) 公衆無線 LAN の遅滞、変更、中止又は廃止
- (5) 公衆無線 LAN を通じて得た情報の内容
- (6) 公衆無線 LAN の利用によって、コンピューターウイルス等に感染した場合の被害
- (7) 公衆無線 LAN の利用によって生じたデータの破損又は漏えい並びに第三者による不正なアクセス、侵入及び権利侵害
- (8) その他、公衆無線 LAN の利用によって、利用者及び第三者が被った損害

(利用規約の変更)

第10条 市は、利用者の承諾を得ることなく、本利用規約を変更することができる。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。